

障害者等の投票を支援するための制度等

詳しくは、東京都又は区市町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。

○「代理投票」

自ら投票用紙に候補者の氏名等を記載することができない場合に、その選挙人本人の意思に基づき、投票所の事務従事者(補助者)が代わって投票用紙に記載する制度です。

○「指定病院等における不在者投票」

都道府県の選挙管理委員会が不在者投票のために指定した病院等で不在者投票をすることができます。投票用紙などは、病院長等を通じて請求することもでき、投票は病院長等の管理する場所で行います。

○「郵便等投票」

身体障害者手帳等を持っている選挙人で、次のような障害のある人(○印の該当者)又は、介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の人は郵便等投票をすることができます。郵便投票証明書を区市町村選挙管理委員会に申請する必要があります。

	障害名	障害の程度		
		1級	2級	3級
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能の障害	○	○	○
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう直腸、小腸の障害	○	-	○
	免疫、肝臓の障害	○	○	○

○その他(投票所等での支援)

- ・点字投票用の投票用紙や点字器が用意され、点字投票が可能です。
- ・車いすの貸出、スロープの設置や車いす使用者用の記載台の設置をしています。
- ・ホームページで、文字読み上げ機能や文字拡大機能、選挙公報を点字又は音声化した「選挙のお知らせ」等に対応している場合もあります

代理投票

代理投票は、「本人投票の原則」及び「秘密投票の原則」の例外であり、法令に基づき適正に実施しなければなりません。また、投票はあくまでも選挙人本人の自由意思に基づくものでなければなりません。

- ・代理投票の補助者は、投票事務に従事する者
- ・選挙人の家族や付添人等は、投票の記載をする場所において選挙人本人の意思確認等を行う投票手続には関与することはできない。
- ・代理投票の補助者が選挙人本人の意思を確認できないときは、投票できない。

☆ 投票手続に入る前に、選挙人の家族や付添人等が、投票所の事務従事者(補助者)と、候補者の氏名の確認に必要な選挙人本人の意思の確認方法について、打合せを行うなど、適切に対応する必要があります。

選挙運動と政治的活動について

満18歳以上の生徒は選挙権を得ることと同時に、選挙運動期間中に選挙運動を行うことができるようになります。公職選挙法により選挙運動は、様々な決まりがあります。ルールを知らずに携帯電話等を選挙運動に活用した際に、生徒が意識せずに公職選挙法で禁止されている行為を行ってしまう場合が考えられます。違法な選挙運動を行うことがないように、選挙制度を理解しましょう。

選挙運動とは

特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的とし、投票を得又は得させるために直接又は間接に有利な行為のことです。

- ・選挙運動は、公示・告示日から投票日の前日までしか行うことができません。

選挙運動	
できること ○	できないこと ×
<ul style="list-style-type: none"> ◎ 満18歳になれば選挙運動が可能になります。学校のルールや公職選挙法等の法律を守る必要があります。 ◎ 選挙運動期間内で、満18歳以上の者であれば、ウェブサイト、SNSを利用した選挙運動も可能です。この場合、その人に連絡するために必要となる情報(電子メールアドレス等)の表示義務があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 満18歳未満は一切の選挙運動ができません。 ◎ 選挙運動期間以外の選挙運動はできません。 ◎ 特定の候補者を当選させる目的で、飲食物や労務の無償提供などの財産上の利益(選挙人の心を動かしようとする程度のもので解されています)の提供を申し出たり、受けたりすることはできません。 ◎ 電子メールを利用した選挙運動は満18歳以上の有権者も含め、候補者や政党等以外の全ての人ができません。
<ul style="list-style-type: none"> 友人・知人に直接投票や応援を依頼する 友人へ電話等により投票や応援を依頼する 選挙運動の様子を動画サイトなどに投稿する 	<ul style="list-style-type: none"> 自分で選挙運動メッセージを掲示板・ブログなどに書き込む 選挙運動メッセージをSNSなどで広める(リツイート、シェアなど)

政治的活動とは

特定の政治上の主義若しくは施策又は特定の政党や政治団体等を支持し、又はこれに反対することを目的として行われる行為であって、その効果が特定の政治上の主義等の実現又は特定の政党等の活動に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉になるような行為をいい、選挙運動を除きます。

高等部の生徒による政治的活動等の必要かつ合理的な範囲内での制約	
校内	校外
<ul style="list-style-type: none"> ○ 授業、生徒会活動、部活動等 ・生徒がその本来の目的を逸脱し教育活動の場を利用して、選挙運動や政治的活動を行うこと 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 放課後、休日等 ・違法なもの、暴力的なもの ・違法若しくは暴力的になるおそれの高いもの ・熱中して学業や生活への支障があるもの ・他の生徒の学業や生活への支障があるもの ・学校教育の円滑な実施への支障があるもの
<ul style="list-style-type: none"> ○ 放課後、休日等 ・施設の管理上の支障、他の生徒の学習への支障、その他教育を円滑に実施する上での支障が生じること 	<p>支障の状況に応じ、制限又は禁止</p>

政治的活動は、年齢に関係なく認められています。しかし、学校は政治的中立性を確保することが求められていることなどから、高等学校や特別支援学校の生徒による政治的活動等は必要かつ合理的な範囲内で制約を受けます。